

【イタリア】災害防護（防災）法典の成立

海外立法情報課 芦田 淳

* 2018年1月、災害防護に関する国の法令を整理・統合して、新たな法典が制定された。同法典は、現状において、イタリアの災害防護に関する最も重要な国の法令である。

1 概観

従来、災害防護¹に関しては、1992年法律第225号「災害防護国民サービスの設置」²（以下「92年法」）を始め、多くの法令が制定されてきた。こうした国の法令を整理して簡素化するために制定されたのが、2018年立法命令³第1号「災害防護法典」⁴（以下「法典」）である。法典は、全7章50か条から成り、2018年2月6日から施行された。

ただし、イタリアにおいて、災害防護は、国と州の競合的立法事項⁵の一つである。そのため、法典とは別に、各州でも災害防護に関する法律が制定されている⁶。

2 法典の要点

(1) 災害に係る緊急事態の種類

法典は、その対処すべき災害に係る緊急事態を、次の3段階に区分している（第7条）。各段階は、おおむねコムーネ、県又は州⁷、国のレベルに対応している。

- ①個々の自治体・行政機関の通常の権限による活動で対応が可能な段階⁸
- ②複数の自治体・行政機関の連携と、期間を限定して認められる特別な手段・権限による対応が必要な段階。この段階の当該手段等は、州又は自治県⁹の立法により規律される。
- ③即時に、期間を限定して認められる特別な手段・権限による対応が必要な全国レベルの重大な段階。この段階に対しては、関係する州又は自治県の要請又は同意に基づき、首相の求めに応じて、閣議により緊急事態が宣言される（第24条）。当該緊急事態の期間は、原則として最長12か月であるが、更に12か月の延長が可能である¹⁰。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019年3月8日である。

¹ 原語は「protezione civile」で、我が国では、他に「災害救助」、「防災」、「市民保護」といった訳語が用いられている。

² L. 24 febbraio 1992, n. 225, Istituzione del Servizio nazionale della protezione civile. 以下、国の法令の条文に関しては、イタリア共和国の法令ポータルサイト（Normattiva website <<http://www.normattiva.it>>）を参照した。

³ 立法命令とは、法律の定める一定の原則・指針の下に、政府が制定する法律と同等の効力を有する命令である。

⁴ D.Lgs. 2 gennaio 2018, n. 1, Codice della protezione civile.

⁵ 競合的立法事項に関しては、国の立法が基本原則を定め、その他を州の立法が定める。国と州の立法は、適用される地域の違い（州の立法は、当該州にしか適用されないこと）等を除き、原則として対等である。

⁶ 近年制定された災害防護に関する州の立法としては、例えば、2017年（カンパーニア）州法律第12号「カンパーニア〔州〕における災害防護体制」（L.R. 22 maggio 2017, n. 12, Sistema di Protezione Civile in Campania.）<http://www.sito.regione.campania.it/leggi_regionali2017/lr12_2017.htm> がある。

⁷ イタリアの地方自治制度は、従来、コムーネ（基礎自治体）—県—州という3層制である。

⁸ 個々のコムーネでは対応できない場合、コムーネの首長は、州及び県長官に支援を要請する。県長官は、内務大臣により任命され、各県に派遣されており、県レベルの災害防護活動の指示や調整等の役割を担う。なお、県には、県長官とは別に、首長である知事が存在する。県知事は、県内のコムーネの首長等による間接選挙で選出される。

⁹ イタリアにはトレント自治県とボルツァーノ自治県という2つの自治県が存在し、州と同格に扱われている。

¹⁰ こうした緊急事態の期間について、92年法は、上限が設けられた当初（2012年）、最長90日（更に60日の延長可能）と定めており、2013年改正以降は最長180日（更に180日の延長可能）と定めていた。

(2) 災害防護国民サービス

災害防護の体制として 92 年法により設けられた「災害防護国民サービス」の目的や構成等について、あらためて詳細な規定を置いている。

(a) 目的及び活動

災害防護国民サービスは、自然又は人為による災害のもたらす被害又は危険から、生命、身体の安全、財産、住居、動物及び環境を保護することを目的として（第 1 条）¹¹、予測、予防、緊急事態への対応（救助）、緊急事態の克服（復旧・復興）の 4 つの活動を行う（第 2 条）。

(b) 構成等

同サービスは、国、州、自治県及び地方団体¹²から構成される（第 4 条）。また、首相、州・自治県の知事及びコムーネ・大都市の首長がそれぞれの権限において方針を決定し、体制の統一性を保障することとされている（第 3 条）。

(c) 実働組織

実働組織は、全国消防団、軍隊、警察、地球物理学・火山学研究機構等の学術研究機関、国民保健サービス¹³、ボランティア、環境保護全国機構（Sistema nazionale per la protezione dell'ambiente）¹⁴、全国レベルの気象観測組織である（第 13 条）。

(3) 災害防護庁

1982 年から首相府に「災害防護庁」が設置されており、同庁は、現状において、災害防護国民サービスの活動を統括する組織となっている。法典は、災害防護庁長官が、災害に係る全国レベルの重大な緊急事態に際して、災害防護国民サービスの構成員及び実働組織間で措置の調整を図るために、対策委員会を招集し、主宰する等の規定を設けている（第 14 条）。

(4) ボランティア

近年の非営利組織に関する法制¹⁵を踏まえ、ボランティア関連規定（登録簿、待遇等）を拡充している（第 31 条～第 42 条）。連続 30 日及び年間 90 日を上限として、災害に係る緊急事態に対するボランティア活動を被雇用者が行う場合、雇用者は、その職業上の地位と給与を保障しなければならない。雇用者には、国から当該給与額の償還が行われる。自営業者が同様の活動を行う場合、前年の所得に基づき、上限 103.3 ユーロ¹⁶の日当が支給される。

参考文献

- ・井口文男「イタリア憲法と防災システム」浜谷英博・松浦一夫編『災害と住民保護』三和書籍、2012、pp.169-197。
- ・小谷眞男「イタリアにおける大規模災害と公共政策」『海外社会保障研究』No.187、2014、pp.47-57。
- ・鈴木桂樹「1 災害防護国民サービス」宇佐見耕一ほか編『世界の社会福祉年鑑 2012』旬報社、2012、pp.196-204。

¹¹ 92 年法と法典を比較した場合、目的のうち、「生命の安全」が「生命、身体の安全」と拡充されたほか、「動物」の保護が追加された。

¹² 地方団体とは、主として、コムーネ及び県に「大都市」を加えたものを指す。大都市は、一部の大規模な県に代わり、2015 年に設置された。2019 年 3 月時点で、ローマを始め、14 の大都市が存在する。

¹³ 国民保健サービスは、1978 年に設けられ、主として国及び州が所管する、全国民を対象とした公的医療サービスである。“Servizio sanitario nazionale.” Ministero della Salute website <<http://www.salute.gov.it/pianoNazionaleIntegrato2015/dettaglioPianoNazionaleIntegrato2015.jsp?cap=capitolo2&sez=pni-cap2-autoritacompetenti&id=1104>>

¹⁴ 環境保護全国機構は、国、州及び自治県の環境保護に関する研究機関を基盤として 2017 年に設けられ、環境に関する調査や環境データの収集等を行うネットワーク組織である。“Sistema nazionale per la protezione dell'ambiente.” Sistema nazionale per la protezione dell'ambiente website <<https://www.snpambiente.it/chi-siamo-2/>>

¹⁵ 当該法制に関しては、後房雄「イタリアにおけるサードセクターの包括的改革とその背景—日本との比較のなかで—」RIETI Discussion Paper Series 17-J-018, 経済産業研究所, 2017.3. <<https://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/17j018.pdf>> を参照。なお、当該文献の公表時に未成立であった「サードセクター統一法典」は、2017 年 7 月の制定を経て、同年 8 月から施行されている。

¹⁶ 1 ユーロは約 124 円（平成 31 年 3 月分報告省令レート）である。